

## ◎消費者庁及び消費者委員会設置法の

### 施行に伴う関係法律の整備に関する

#### 法律

(平成二十二年六月五日法律第四九号)

#### 一、提案理由(平成二十二年三月一七日・衆議院消費者問題に関する特別委員会)

○野田国務大臣 消費者庁を担当する大臣として一言申し上げますとともに、消費者庁関連三法案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

……(略)……

続きまして、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、これまで各府省庁縦割りの仕組みのもとで行われてきた消費者庁について、消費者庁を設置して一元的に推進することが必要であり、消費者庁の設置にあわせ、消費者に身近な問題を取り扱う法律を消費者庁に移管すること等により、消費者の利益の擁護及び増進等を効果的に図ることができ

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

るようにするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものであります。

第二に、食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものであります。

第三に、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

……(略)……

以上が、消費者庁関連三法案の提案理由及び概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院消費者問題に関する特別委員長報告

(平成二十二年四月一七日)

○船田元君 ただいま議題となりました消費者庁関連三法案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の結果及び結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、消費者庁の設置にあわせ、消費者に身近な問題を取り扱う法律を消費者庁に移管すること等に伴い、関係規定の整備を行うものであります。

……(略)……

消費者庁関連三法案は、第七十回国会に提出され、継続審査となっていたもので、去る三月十七日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日の本委員会において野田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

翌十八日に民主党提出の二法案とともに一括して審議に入り、同日に麻生内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、さらに参考人から数度にわたって意見を聴取したほか、四月六日には北海道及び兵庫県においていわゆる地方公聴会を開催し、昨十六日には再度麻生内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、およそ六十時間に及ぶ熱心かつ慎重な審査を行いました。

同日消費者庁関連三法案について質疑を終局した後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会の六党派共同提案により、消費者庁関連三法案に対してそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

その主な内容は、

消費者庁設置法の題名を消費者庁及び消費者委員会設置法に改めること、

消費者庁の任務に関し、消費者基本法に定める消費者の権利の尊重等の基本理念にのっとり行うことを明記すること、

消費者政策委員会の名称を消費者委員会とすることとし、内閣府本府に置き、あわせてその委員の権限行使の独立性を規定すること、

内閣総理大臣に対する勧告及び建議並びに関係行政機関の長に対する報告徴求、資料提出要求等を規定するなど同委員会の権限を強化すること、

消費者安全の確保に関し、消費生活に関する教育活動を加えること、

内閣総理大臣は、国会に対し、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果を報告しなければならないこと  
等であります。

その後、原案及び修正案について討論を行い、各案について順次採決しました結果、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案はいずれも全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、三法案に対して附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

を御説明申し上げます。

.....(略).....

○委員会修正の提案理由(平成二二年四月一六日)  
○岸田委員 ただいま議題となりました消費者庁設置法案に対

次に、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する  
法律案に対する修正案につきまして、その提案の理由及び概要  
を御説明申し上げます。

する修正案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關  
する法律案に対する修正案及び消費者安全法案に対する修正案  
の三案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公

この修正案は、消費者政策担当大臣の総合調整機能の発揮の  
明確化を図るとともに、消費者庁設置法案の修正に伴って必要  
となる消費者委員会についての所要の修正を行うものです。

明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地  
・無所属の会の六会派の提出者を代表いたしましたして、その提案  
の理由及び概要について御説明申し上げます。

その概要は、まず第一に、消費者政策担当大臣による消費者  
行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、内閣府設  
置法における消費者問題に関するいわゆる内閣補助事務に係る  
規定について、その表現ぶりを修正することとしております。

この委員会では、政府提出の三法律案及び民主党提出の二法  
律案について、参考人質疑、地方公聴会を含め、およそ六十時  
間にも及ぶ熱心な審査を行ってまいりました。また、理事会や

第二に、消費者庁設置法の題名変更及び消費者政策委員会の  
名称変更等に伴う関係各法律の規定整備を行うこととしており  
ます。

理事懇談会におきまして、オブザーバーをも含めた全会派の代  
表者による真摯で精力的な修正協議が、昼夜を分かたずに、連  
日行われました。そして、本日、全会派共同提案による修正案

.....(略).....  
以上が、各修正案の提案の理由及びその概要であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

が提出されることとなりましたことは、今後の消費者政策の推  
進にとりまして、非常に重要な意味のあることであると考えて  
おります。

○附帯決議(平成二二年四月一六日)  
(消費者庁及び消費者委員会設置法(平二一法四八)の附帯

以下、各修正案について、それぞれその提案の理由及び概要  
消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律



民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して大河原委員、自由民主党及び公明党を代表して小池理事、日本共産党を代表して大門委員、社会民主党・護憲連合を代表して近藤委員よりそれぞれ賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決を行った結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、三法律案に対し三十四項目から成る附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年五月二八日)

(消費者庁及び消費者委員会設置法(平二二法四八)の附帯決議を一括して掲載)